

2017年3月10日

大阪府

知事 松井一郎 様  
大阪府教育委員会  
教育長 向井正博 様

大阪教育合同労働組合  
執行委員長 大椿 裕子

## 2017春闘要求書

### 第1章 はじめに

大阪府の教育現場はもはや崩壊寸前である。それらの大きな原因として「評価・育成」という言葉で偽装した人事評価、また評価の一環として行う「授業評価」「授業アンケート」など、教職員の分断を図る教育行政が進められてきた結果であると断言せざるを得ない。その結果、管理職によるパワーハラスメントのみならず、教職員間では自身の評価の低下につながる恐れがあるとして、協働ではなく排除が横行している。

橋下元府知事時代に導入を図られた教育破壊政策は、「国旗・国歌条例」「職員基本条例」で定めた「君が代」不起立による機械的な累積処分、絶対評価の導入として始められた全国学力テストおよびチャレンジテストの府立高校入試利用など、全国でも突出した奇異な教育行政であるにも関わらず、その検証、総括がなされた様子はない。

また、大阪府教員採用テストの志願者数は改善されることなく2次募集も常態化し、受験者を集めるため軽減を図った各種制度が導入される一方、一万人近い常勤講師、非常勤講師がその穴を埋めるため働き続けている。この異常な事態については、総務省も野方図な臨時的任用を改めること、また「非正規」の待遇改善を図ることを示している。

これら諸問題の解決は、差別的な賃金・労働条件の改善、差別を助長する人事評価制度、また差別を生み出す入試制度の撤廃なくしては図れないとして、以下のことを要求する。

### 第2章 賃金に関して

1. 給与については人事委員会勧告を下回ることなく、組合と協議して決定すること。
2. 一時金の役職別段階加算を廃止すること。
3. 「評価・育成」システムの一時金への反映および昇給へのマイナス反映を止めること。  
昇給は、従来の普通昇給・特別昇給の形で実施すること。
4. 「評価・育成」システムの検証結果を明らかにするとともに、評価結果の分布率を次の項目について明らかにすること。  
男女別 ・職種別 ・年代別（20代、30代、40代、50代、60代）
5. 「評価・育成」システムによる評価に「授業アンケート」の結果を反映させないこと。
6. 「評価・育成」システムの結果を再任用職員任用可否・更新可否に使わないこと。
7. 教育職給料表の「特2級」を廃止すること。
8. 事務職員・栄養職員の時間外勤務手当6%相当分を本俸化すること。また、教員を含め労働基準法通りの時間外勤務手当を支給すること。
9. 退職手当の調整率87/100への引き下げを撤回し、104/100に戻すこと。調整額を廃止

し「給与構造改革」以前の退職手当制度に戻すこと。

10. 育児休業中の賃金を全額保障すること。
11. 臨時講師・職員の賃金にかかわって
  - ①一時金は、基準日主義をやめ労働日数に応じて支給すること。
  - ②臨時講師・職員の賃金の頭打ちをなくすこと。
  - ③教育職を2級に格付けすること。
  - ④昇給制度を導入すること。
  - ⑤給料月額の設定にあたり経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）
  - ⑥待機期間が生じた場合は、待機手当を支給すること。
12. 諸手当について支給率・額・基準等を改善すること。特に特殊業務手当の増額を図ること。
13. 臨時講師及び臨時職員に共済組合員資格の適用を行うよう、公立学校共済に働きかけること。
14. 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員にかかわって
  - ①非常勤講師の賃金を労働時間に応じて支給すること。
  - ②非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。
  - ③非常勤職員の雇用を保障し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。
  - ④非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に正規職員と同率の年間一時金を支給すること。
  - ⑤非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に退職金を支給すること。
  - ⑥時間外労働に対して時間外勤務手当を支給すること。
  - ⑦労基法第108条に沿って、非常勤講師の賃金台帳を作成すること。

### 第3章 労働条件の改善について

1. 職員基本条例、教育行政基本条例、府立学校条例、「国旗国歌条例」を廃止すること。また、「国旗国歌条例」による教職員の労働条件変更を命令しないこと。
2. 労働時間短縮にかかわって、実効性のある措置を講じること。
3. 希望する現任講師を優先して継続雇用すること。
4. 長期休業中に病休講師を解雇しないこと。
5. 事務職員の配置は大規模過配については標準法を遵守すること。就学援助加配については、受給者が100名以上について加配すること。
6. 非常勤講師・職員にも大阪府が直接福利厚生事業を実施すること。
7. 義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するように国に働きかけること。

以上